人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

10
2020

発行：社会保険労務士事務所フェニックス
〒730-0012広島市中区上八丁堀8-10クロスタワービル5F
TEL 082-846-6481 FAX 846-6482 mail: staff@sr-phoenix.jp

重要！要確認

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定されました①

厚生労働省は、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定していますが、令和２年９月１日に、このガイドラインが改定されました。改定後のガイドラインのポイントを数回に分けて紹介します。

＜ガイドラインの目的＞

副業・兼業を希望する者が年々増加傾向にある中、安心して副業・兼業に取り組むことができるよう、副業・兼業の場合における労働時間管理や健康管理等について示す。

＜副業・兼業の現状＞

・副業・兼業を希望する者は、年々増加傾向にある。
・副業・兼業に関する裁判例では、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であるとされている。
・厚生労働省のモデル就業規則でも、「労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。」とされている。

＜副業・兼業の促進の方向性＞

・人生100年時代を迎え、若いうちから、自らの希望する働き方を選べる環境を作っていくことが必要。副業・兼業は、オープンイノベーションや起業の手段としても有効であり、都市部の人材を地方でも活かすという観点から地方創生に資する面もある。
・副業・兼業を希望する労働者については、その希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境を整備することが重要である。
・企業及び労働者が、長時間労働にならないように留意して行うことが必要である。

＜企業の対応／基本的な考え方＞

・副業・兼業を進めるに当たっては、納得感を持って進めることができるよう、企業と労働者との間で十分にコミュニケーションをとることが重要である。
・使用者及び労働者は、①安全配慮義務、②秘密保持義務、③競業避止義務、④誠実義務に留意する必要がある。
・就業規則において、原則として労働者は副業・兼業を行うことができること、例外的に上記①～④に支障がある場合には副業・兼業を禁止又は制限できることとしておくことが考えられる。

★次号以降で、企業が行うべき労働時間管理や健康管理の内容などを紹介していきます。禁止や制限できる例外事項に該当しない限り、副業・兼業は認めなければならないことに注意し、就業規則の規定を見直しておきましょう。

確　認

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定されました②

個人情報保護員会から、『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A』を更新したとのお知らせがありました（令和２年９月１日公表）。

今回の更新で追加されたQ&Aのうち、企業において身近な内容といえるものを一つ紹介します。

Q　名刺交換により取得した連絡先に対して、自社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送ることはできますか？

A　個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺を交換した場合、相手側は名刺を渡した者が所属する個人情報取扱事業者から広告宣伝のための冊子や電子メールが送られてくることについて、一定の予測可能性があると考えられます。この場合に、従業者が取得した名刺の連絡先に対して自社業務の広告宣伝のための冊子や電子メールを送ることは、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると解されます。

業務時間外や、事業場外で名刺交換した場合であっても、個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺交換を行った場合は、同様に「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると解されます。現行の個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、保有個人データを法第 16 条の規定に違反して取り扱っている場合又は法第 17 条の規定に違反して取得した場合でなければ、当該保有個人データの利用の停止又は消去の請求に応じる義務はありませんが、顧客から寄せられた冊子や電子メールの送付の停止等の要求を苦情として扱った上で、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならず（法第 35 条第１項）、令和２年改正法（未施行）において利用の停止又は消去の請求の要件が緩和されたことにより将来的には対応が必要になる場合があることも踏まえ、適切に利用停止又は消去の請求に応じることが望ましいと考えられます。　　（以下略）

★資料等を送付した後、相手側から、「今後、送付等はやめていただきたい」といった請求があった場合は、上記のQ＆Aの後半にあるように、「適切に利用停止又は消去の請求に応じることが望ましい」とされていることに注意しましょう。

重要改正　確定

令和２年度の地域別最低賃金の改定状況　正式に決定！

令和２年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。発効年月日とともに、地域別最低賃金の額をご確認ください。

都道府県名	最低賃金時間額【円】	前年度	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額【円】	前年度	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額【円】	前年度	発効年月日
北海道	861	-861	令和元年10月3日	石　川	833	-832	令和2年10月7日	岡　山	834	-833	令和2年10月3日
青　森	793	-790	令和2年10月3日	福　井	830	-829	令和2年10月2日	広　島	871	-871	令和元年10月1日
岩　手	793	-790	令和2年10月3日	山　梨	838	-837	令和2年10月9日	山　口	829	-829	令和元年10月5日
宮　城	825	-824	令和2年10月1日	長　野	849	-848	令和2年10月1日	徳　島	796	-793	令和2年10月4日
秋　田	792	-790	令和2年10月1日	岐　阜	852	-851	令和2年10月1日	香　川	820	-818	令和2年10月1日
山　形	793	-790	令和2年10月3日	静　岡	885	-885	令和元年10月4日	愛　媛	793	-790	令和2年10月3日
福　島	800	-798	令和2年10月2日	愛　知	927	-926	令和2年10月1日	高　知	792	-790	令和2年10月3日
茨　城	851	-849	令和2年10月1日	三　重	874	-873	令和2年10月1日	福　岡	842	-841	令和2年10月1日
栃　木	854	-853	令和2年10月1日	滋　賀	868	-866	令和2年10月1日	佐　賀	792	-790	令和2年10月2日
群　馬	837	-835	令和2年10月3日	京　都	909	-909	令和元年10月1日	長　崎	793	-790	令和2年10月3日
埼　玉	928	-926	令和2年10月1日	大　阪	964	-964	令和元年10月1日	熊　本	793	-790	令和2年10月1日
千　葉	925	-923	令和2年10月1日	兵　庫	900	-899	令和2年10月1日	大　分	792	-790	令和2年10月1日
東　京	1,013	-1,013	令和元年10月1日	奈　良	838	-837	令和2年10月1日	宮　崎	793	-790	令和2年10月3日
神奈川	1,012	-1,011	令和2年10月1日	和歌山	831	-830	令和2年10月1日	鹿児島	793	-790	令和2年10月3日
新　潟	831	-830	令和2年10月1日	鳥　取	792	-790	令和2年10月2日	沖　縄	792	-790	令和2年10月3日
富　山	849	-848	令和2年10月1日	島　根	792	-790	令和2年10月1日	全国加重平均額	902	-901	－

10/12
- 9 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

10/31
- 9 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 8 月決算法人の確定申告と納税・2021 年 2 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 11 月・翌年 2 月・5 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 労働者死傷病報告書の提出（休業 4 日未満の 7 月から 9 月分の労災事故について）
- 労働保険料の納付（延納 2 期分）

◆あとがき◆

やっと涼しくなってきました。雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、本年 12 月末まで延長されました。ご活用ください。